



## 米国税務 QI/FATCA 関連情報

### OECD による CRS 導入ハンドブックの公表と、 国税庁による FATCA 不同意口座に関する手続の整備

アメリカ

2015 年 8 月 18 日

日米など先進 34 カ国で構成する経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: 以下「OECD」) は、2015 年 7 月 8 日に「CRS 導入ハンドブック (Common Reporting Standard Implementation Handbook)」を公表した。また、国税庁は、2015 年 7 月 3 日に「租税条約等に基づく相手国等の情報交換及び送達共助手続についての一部改正について (事務運営指針)」を公表し、外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」) における不同意口座に関する情報を金融機関から入手し、米国への提供するための手続を定めた。それぞれについて、以下、概要を記す。

#### 1. CRS 導入ハンドブック

OECD は 2014 年 7 月に金融口座の自動情報交換のための新国際基準 (Standard for the Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters: 以下「新基準」) の完全版を公表した。これは、世界中の金融機関が特定した非居住者口座を政府間で自動交換するために OECD が策定したもので、既に 90 カ国以上が賛同しており、日本でも国内法を整備し、2017 年 1 月から導入が予定されている。

新基準には、共通報告基準 (Common Reporting Standard: 以下「CRS」)、モデル協定 (Model Competent Authority Agreement: 以下「CAA」)、政府および金融機関のためのコメントリー (解説書) およびガイダンスが含まれている。

今回公表された CRS 導入ハンドブックでは、新基準

の内容を平易な英語でわかりやすく解説している。また、各国政府が国内法を整備する上での重要ポイントや、検討すべき事項、CRS と FATCA モデル 1 との主な相違点、FAQ 等が明記されている。CRS 導入ハンドブックは OECD のホームページで公表されており、以下のリンクから入手が可能である。

[Common Reporting Standard Implementation Handbook](#) (OECD ホームページ (英語、PDF))

#### 2. 国税庁による FATCA 不同意口座について の手続の整備

2014 年 7 月 1 日から世界中の金融機関が対応を開始した FATCA では、日本の金融機関は、米国人等の報告対象者を特定し、同意を取得した上で、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) へ直接報告を行うが、同意が取得できなかった場合には、それらを不同意口座として、該当する口座の数と口座残高の合計のみを報告する。IRS は、当該不同意口座の詳細について、租税条約に基づく情報交換要請を日本の国税庁にすることができる。国税庁は、IRS からの要請を受けた場合には、金融機関から情報を入手し、IRS へ提供することとなっている。

FATCA における不同意口座についての情報提供の実施にむけ、国税庁は、2015 年 7 月 3 日「[租税条約等に基づく相手国等との情報交換及び送達共助手続についての一部改正について \(事務運営指針\)](#)」(官際 4-259 他) (国税庁ホームページ) を発遣した。

これにより国税庁は IRS から不同意口座について情報提供の要請があった場合には、照会文書(国税庁から金融機関に対して不同意口座等の情報を照会する文書)を発送し、情報を得るための手続を定めている。

なお、FATCA に基づく IRS からの情報提供要請については、庁国際業務課が管理するものとし、庁国際業務課は、IRS から要請を受けてから6カ月以内に、照会文書への回答として、e-Tax ホームページのFATCAコーナーを通じて受領した情報を、IRS へ提供するものとしている。

## 終わりに

日本では、FATCA に関する国内法が「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正(租税条約実施特例法の一部改正)として、2015年3月31日付官報で、施行令、施行規則とともに公表されている。初期導入国として、2016年1月から開始を表明している国々の法整備が進まない中、異例の速さともいえる。ただ内容を見てみると、報告対象国の居住者として特定した法人が、Passive NFE(施行令では特定法人として規定している)に該当する場合にその支配者を確認する規定や、新基準に参加しない国の投資事業体を Passive NFE とみなしてその支配者を確認する規定等、いくつか新基準で求められている重要な規則が含まれていない点が気になる。また、FATCA の規則を包含する形で国内法ができていないため、このままであれば、日本の金融機関は、既の実施済みの FATCA 対応に加え、FATCA に非常に似ているが、細部で異なる追加の対応を迫られることになる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

### 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

### 問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

税理士法人トーマツ 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko.enomoto@tohatsu.co.jp">junko.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-co">www.deloitte.com/jp/tax-co</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,500 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 220,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。